

# 図書館管理規程

長岡看護福祉専門学校図書館（以下「図書館」という。）は、教育、研究及び学習に必要な図書館資料を収集、保存し、主として長岡看護福祉専門学校（以下「本校」という。）の教職員及び学生の利用に供するとともに、必要な学術情報を提供することを目的とする。

1. 図書館は、次の図書館資料（以下「資料」という。）を管理する。
  - (1) 図書類
  - (2) 視聴覚資料
  - (3) 新聞、雑誌等逐次刊行物
  - (4) 記録類
  - (5) その他図書館資料として適当と認めるもの
  
2. 図書館を利用できる者は、次に掲げる者とする。
  - (1) 本校の教職員（非常勤を含む）
  - (2) 本校の学生
  - (3) 長岡医療と福祉の里内の全施設職員
  - (4) 本校の卒業生
  - (5) その他特に学校長が許可した者
  
3. 図書館の休館日は、次のとおりとする。
  - (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 創立記念日
  - (4) 12月28日から翌年1月4日まで
  - (5) 学校長が必要と認めた日
  
4. 図書館の開館時間は、次のとおりとする。
  - (1) 月曜日から金曜日の午前9時から午後7時まで
  - (2) 土曜日の午前9時から午後5時まで
  - 2 前項の規定にかかわらず、学校長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。
  
5. 図書館の管理運営を円滑に行なうため、長岡看護福祉専門学校図書館運営委員会（以下「図書館運営委員会」という。）を置く。
  - 2 図書館運営委員会に関する事項は、別に定める。
  
6. 図書館に備え付けの資料は、図書館内において自由に閲覧できるものとする。
  - 2 視聴覚資料の利用は、館内のAVブースで行なうこととし、館外貸出は行なわない。

7. 資料の館外貸出（以下「貸出」という。）を受けようとする者は、貸出券の発行を受け、当該資料に貸出券を添えて申し出るものとする。
    - (1) 一般貸出は、一人3冊以下14日以内とする。
    - (2) 業務貸出は、教育研究又は事務処理上特に必要な資料に限り、保管責任者を定めて教員室又は事務室に備え付けて貸し出すことができる。
    - (3) 特別貸出は、第1号から第3号までに掲げるもののほか、学校長が必要と認めるときは特別に貸し出すことができる。
  - 2 貸出期間経過後も引き続き貸出を希望する者は、その資料を持参し、改めて所定の手続きを経るものとする。ただし、他に貸出を希望する者がいる場合は延長することができない。
  - 3 貸出中の資料は、必要に応じて点検し、又は返納させることがある。
  - 4 貸出を受けた資料、他人に転貸してはならない。
- 
8. 前条の規定にかかわらず、次の資料は、原則として貸出を行なわない。ただし、学校長の許可を得た場合はこの限りではない。
    - (1) 辞書及び事典等参考図書
    - (2) 各種年鑑及び白書等の逐次刊行物
    - (3) 貴重図書
    - (4) 雑誌の最新号及び製本済のもの
    - (5) 未整理の資料
    - (6) 視聴覚資料
    - (7) その他指定資料
- 
9. 図書館を利用する者は、次の事項を守らなければならない。ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りでない。
    - (1) 静粛を保つこと。
    - (2) 同時に閲覧する冊数は、必要最小限にとどめること。
    - (3) 閲覧を終了した資料は、所定の位置に正しく戻すこと。
    - (4) 特に認められた場所以外では、協議、討論に類する行為や音読、雑談等を行なわないこと。
    - (5) 図書館施設及び図書館資料等を汚損及び破損しないこと。
    - (6) 館内は禁煙とする。また、飲食はしないこと。
    - (7) 文書等の配布、貼付、各種の勧誘その他利用者の迷惑となる行為をしないこと。
    - (8) 入館に際しては、携行物をロッカーに入れること。
    - (9) その他係員の指示に従うこと。
- 
10. 図書館資料（視聴覚資料を除く。）は、学校長が特に指定したものを除き、著作権法（昭和45年法律第48号）の範囲において複写することができる。費用は、利用者の負担とする。
- 
11. 利用者が資料を紛失又は損傷した場合には、直ちにその旨を学校長に届け出るとともにその指示により賠償しなければならない。

- 2 館外貸出期限を30日経過しても、なお、返却しない場合があるときは紛失とみなし、前項の規定を適用する。

12. 学校長は、本規程に違反した者に対し、図書館の利用を停止することができる。

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日より実施する。

附 則

この規程は平成24年4月1日より実施する。